

公益社団法人木更津法人会 顧問及び相談役候補者選出規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人木更津法人会（以下「本会」という。）の定款第30条の規定に基づき、顧問及び相談役候補者の選出基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この規定は、本会の顧問及び相談役について適用する。

(顧問)

第3条 顧問は、本会の全ての会長経験者とする。ただし、本人が辞退した場合は、この限りではない。

(相談役)

第4条 相談役は、千葉県税理士会木更津支部の執行部及び本会の副会長経験者の中から会長が選出する。ただし、本会の他の役職に就任した副会長経験者は選出対象としない。

(改廃)

第5条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規定は、令和5年4月18日の理事会で承認され令和5年4月19日から適用する。

【参考資料：定款抜粋】

(顧問及び相談役)

第30条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会において選任、又は解任する。

3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 顧問及び相談役は、原則として無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。